



平成 30 年 7 月 9 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 岩 手 銀 行
代 表 者 名 取 締 役 頭 取 田 口 幸 雄
(コ ー ド 番 号 8 3 4 5 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 総 合 企 画 部 長 佐 々 木 泰 司
(T E L 0 1 9 - 6 2 3 - 1 1 1 1)

債権の取立不能又は取立遅延のおそれに関するお知らせ

当行の取引先である太洋産業株式会社が、平成 30 年 7 月 9 日付で、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行ったことに伴い、下記のとおり、同社に対する債権について取立不能又は取立遅延のおそれが生じたのでお知らせいたします。

記

1. 当該取引先の概要

- | | |
|---------------|------------------------|
| (1) 商 号 | 太洋産業株式会社 |
| (2) 所 在 地 | 岩手県大船渡市大船渡町字野々田 5 番地 1 |
| (3) 代表者の氏名 | 松岡 章 |
| (4) 資 本 金 | 100 百万円 |
| (5) 事 業 の 内 容 | 鮮魚、冷凍魚、加工食品の製造及び販売 |

2. 当該取引先に対する債権の種類及び金額（平成 30 年 7 月 9 日現在）

貸出金	2,800 百万円
支払承諾見返	35 百万円
リース債権	59 百万円
合計	2,895 百万円

3. 当該事実が当行の業績に及ぼす影響

上記債権のうち、担保・引当金等により保全されていない部分(約 18 億円)につきましては、平成 31 年 3 月期第 1 四半期において引当処理を行います。

なお、平成 30 年 5 月 11 日に公表しました平成 31 年 3 月期第 2 四半期、及び通期の業績予想に変更はありません。

以 上